

「若者・女性に選ばれる魅力ある企業創出事業」 業務委託プロポーザル募集要領

1 趣旨

女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」及び次世代育成支援対策法に基づく「くるみん認定」の取得を促進するため、専門的知見を有するアドバイザーによる伴走支援を行うとともに、認定取得に必要な「一般事業主行動計画」の策定に向けた制度説明会、個別相談会を実施することにより、県内企業における働きやすい職場環境整備に向けた取組を一層促進し、企業の人材確保や若者・女性の県内定着を図るもの。

この要領は、若者・女性に選ばれる魅力ある企業創出事業の委託業者を選考するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

「若者・女性に選ばれる魅力ある企業創出事業」業務

(2) 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。なお、業務内容の詳細は別紙1～別紙3「業務委託仕様書」を参照のこと。

- ① 女性が活躍できる職場環境づくり支援業務
- ② 働き続けられる職場環境づくり支援業務
- ③ 一般事業主行動計画策定支援業務

(3) 委託期間 委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 委託先選定数 1者

3 見積限度額（消費税及び地方消費税を含む） 合計16,502千円

ただし、見積限度額の内訳は次のとおりとすること。

- ・「①女性が活躍できる職場環境づくり支援業務」及び「③一般事業主行動計画策定支援業務」の合計 9,991千円
- ・「②働き続けられる職場環境づくり支援業務」 6,511千円

4 スケジュール【R8】

4月27日（月）	募集公示
5月12日（火）	質問書提出期限
5月14日（木）	質問に対する回答
5月19日（火）	参加申込書提出期限
5月21日（木）	参加提案資格確認結果の通知
5月27日（水）	企画提案書等提出期限
※5月29日（金）	一次審査（申込多数の場合のみ）
ヒアリングの実施については、追って参加者に日程等を連絡	
6月中旬以降	契約（予定）

5 資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県内に事業所又は営業所等がある者であること。
- (3) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

6 募集要領の内容に対する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

① 質問方法

質問書（任意様式）を以下のメール送付先に送付すること。

メール送付先：ngt000160@pref.niigata.lg.jp

※ 企画提案書の審査に係る質問、電話での質問は受け付けないので、留意すること。

② 受付期限

令和 8 年 5 月 12 日（火）17 時【必着】

(2) 質問に対する回答

① 回答方法

県ホームページにおいて回答を公開する。

新潟県庁トップページ＞目的別＞入札・発注・売却（新着情報又はカテゴリメニュー「人権・男女共同参画」に掲載）

※ 個別に回答しないので留意すること。

② 回答日

令和 8 年 5 月 14 日（木）

7 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

① 提出書類

以下の資料を各1部提出すること。

ア 参加申込書（別紙様式1）

イ 新潟県に納税義務を有する者にあつては県税納税証明書（参加申込書提出日から遡って過去3か月以内に発行されたものであつて、納期が到来した県税について未納がないことを証明したものに限る。）

ウ 法人等の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

② 提出期限

令和8年5月19日（火）17時【必着】

③ 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局政策企画課 男女平等・共同参画推進室

ngt000160@pref.niigata.lg.jp

④ 提出方法

以下のいずれかによって提出すること。

メール、持参、郵送（書留郵便に限る）

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年5月21日（木）までに提案資格の確認結果の通知を行う。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

委託仕様書を踏まえ、以下のア～オについて、企画提案書を作成すること。なお、様式は自由とするが、以下の要件を満たすこと。

- ・ サイズ：A4判片面、長辺（左）綴じ
- ・ 体裁：横書き、文字サイズは10ポイント以上

ア 企画概要

企画提案する内容全体の考え方、コンセプト等について記載すること。

イ 実施体制

事業実施体制について記載すること。なお、従事予定者について、参考となる経歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。

ウ アドバイザー派遣

派遣するアドバイザーの経歴、資格、実績について記載するとともに、課題の抽出方法、支援方法（標準的な支援スキーム）を記載すること。

エ スケジュール

全体スケジュール及び進行管理について記載すること。

オ 実績

過去に類似業務の開催実績がある場合は、当該内容について記載すること。なお、業務受託による場合は、別紙様式2「業務実績一覧表」に記載すること。

- ② 会社概要（任意様式）
会社概要がわかる資料を提出すること。
 - ③ 見積書（任意様式）
見積の総額及び内訳について作成し、代表者名を明記すること。
内訳については仕様書①～③のそれぞれの事業費内訳が把握できるように記載すること。
 - ④ 審査加点要件を満たしていることを証する書類
審査基準において「男女共同参画推進等に関する取組への積極性」の要件を満たしている場合は、項目ごとに以下の書類を添付すること。
ア Ni-ful ゴールド認定企業として登録されている場合
添付書類不要
イ くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼしとして認定されている場合（複数該当の場合はいずれか1つ添付）
登録（認定）証の写し
- (2) 提出期限
令和8年5月27日（水）17時【必着】
 - (3) 提出部数
5部、ただし④については1部
 - (4) 提出先
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県知事政策局政策企画課 男女平等・共同参画推進室
 - (5) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る）
 - (6) その他
 - ① 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
 - ② 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

9 ヒアリングの実施

本プロポーザルの審査は、若者・女性に選ばれる魅力ある企業創出事業プロポーザル審査委員会が実施する。審査委員会は、提案者から企画提案についてヒアリングを実施するものとする。

- (1) 実施日 対象者に対し、別途通知する。
- (2) ヒアリング方法
オンライン会議システム（Teams）により行う。
提案者が審査委員に対し、自己の企画内容について説明した後、審査委員から質疑を行う。時間配分は、企画内容の説明を15分、質疑時間を10分とする。
ただし、審査委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であ

ると認める場合は、提出された書類による一次審査を行い、あらかじめヒアリングを求める者を選定した上で実施する。

なお、一次審査の有無及びヒアリングの日時等の詳細は、本プロポーザルの参加者に別途通知する。

10 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が提出された企画提案書等及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた者（以下「最優秀提案者」という。）と次点者を決定する。

(2) 審査基準

別紙4「審査基準一覧」のとおり

11 審査結果の通知

審査結果は、提案者それぞれに文書で通知する。

12 契約の締結

県は、審査委員会が最優秀提案者と決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約の締結に際しては、県が指定する「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。提出がないときは、契約を締結しない。

13 契約に係る条件等

本業務における個人情報の取扱いは、別記「個人情報取扱特記事項」によることとする。

14 その他

(1) 参加申込書及び企画提案書の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しない。

(3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において、参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、別紙様式3「参加申込辞

退書」を提出すること。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ① 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者。
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者。
 - ③ 期限後に提案書を提出した者
 - ④ 参加資格を満たさなくなった、又は参加資格を満たさないことが判明した者
- (7) 契約締結までの間に、県との協議を経て、提案された業務内容に変更が生じる場合がある。

15 担当課（問い合わせ先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局政策企画課 男女平等・共同参画推進室

T E L : 025-280-5787

E-Mail : ngt000160@pref.niigata.lg.jp